

重度あるいは行動障害のある知的障害児者の在宅生活を 支えるサービスに関する調査・研究

—行動援護を中心に—

村岡美幸¹

志賀利一¹ 相馬大祐¹ 木下大生¹ 田中正博²

【要旨】本研究では、行動援護サービスが創設されてから6年が経過した現時点での、行動援護の利用者像と行動援護が果たしている役割について考察した。方法は、行動援護事業所を対象に、平成22年度の契約状況、行動援護契約者の障害程度区分と行動関連項目の点数、利用事例等を、葉書、メール、電話、面接にて調査した。今回の調査から行動援護は、大きく3つのタイプの利用者像があることがわかった。それは、①家族が包括的かつ比較的長時間支援を行っている重度あるいは行動障害のある知的障害児者、②一人親あるいは経済的理由等で支援の時間が限られる行動障害のある知的障害児者、③行動障害の程度はやや軽易ではあるが家庭における支援に課題を抱える障害児者であった。また、重度あるいは行動障害のある知的障害児者の在宅生活を支えるうえで行動援護が果たしている役割は、①家族のレスパイトと、②本人の生活の構築であることも確認できた。

【キーワード】 行動援護 利用者 在宅生活 ニーズ

I. 研究の背景

1. 行動援護創設以前の移動介護

知的障害児者の移動に係るサービスは、1990年代「心身障害児者ホームヘルプサービス事業」の中で行われていた。しかし、この時の外出時における移動の介護は、重度の知的障害者に限ってのものだった。その後の2000年4月、中軽度の知的障害者もサービス受給の対象に加え、新たに「障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業」が創設された。これにより、一人暮らしやグループホームで生活している知的障害者が、土日の余暇の外出にガイドヘルパーとして、ホームヘルプ制度を活用することもできるようになった¹⁾。ただし、その対象が、知的障害児にまで拡大されることはなく、知的障害児向けの外出系サービスが制度化されたのは、2003年支援費制度の創設時であった。

支援費制度では、移動に係るサービスが居宅介護等事業（以下、ホームヘルプサービス）に位置付けられ、その対象も視覚障害児者、全身性障害児者、知的障害児者となった。支援費制度が施行されてから、ホームヘルプサービスの利用は飛躍的に伸び、ホームヘルプサービスの事業費は7カ月で35.5%増加した¹⁾。また、ホームヘルプサービスの支給決定者数も、2003年4月から比べ2004年10月には、児童で2.41倍、知的障害者で1.77倍増加した。これは、市町村が申請する国庫補助基準内の国庫補助所要額の予算額を約100億円超上回るものだった²⁾。

¹ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部

² 全日本手をつなぐ育成会常務理事・国立重度知的障害者総合施設のぞみの園参事

2. 行動援護の創設と現状

2005年4月、ホームヘルプサービスは大きな転換期を迎えた。ホームヘルプサービスの長時間利用単価の一部引き下げが行われ、1.5時間を超える身体介護および身体介護を伴うガイドヘルプの単価が介護保険の家事援助の単価まで引き下げられた。また、自己判断による危険回避が困難であり、自傷・異食・飛び出し等の行動に障害のある方に対しては、単に、社会参加を目的とした移動介護では対応できない専門性が求められる⁴⁾として、新たに「行動援護」というサービス類型が創設された。

行動援護の創設により、重度あるいは行動障害のある知的障害児者及び精神障害者の外出系サービスは、一見、保障されたかのように思われた。しかし、当時の基準であった障害程度区分3以上かつ行動関連項目ⁱⁱの合計が10点以上では、実際にサービスを利用できる者が非常に限られていたほか、公費で負担される範囲が1日1回5時間までとなっていることでの使い勝手の悪さ、従業者及び事業所不足などが相まって、行動援護の利用が低調に推移した^{5) iii}。

こうした状況を踏まえ、2008年に行動関連項目の合計点数の引き下げが行われた。これまでに、10点以上としていた行動関連項目の合計点数を8点以上とし、行動援護を利用することで状態が落ち着き(10点以下となり)、行動援護を受けられなくなる者及び行動障害があり、行動援護の支援があることによって2次障害(強度行動障害等)を防止することが可能な者も行動援護の支援対象者とした。すなわち、行動関連項目の引下げにより、強度行動障害とならないための予防的措置が図られたのである。さらに、2009年には、公費で負担する時間の上限を1日に5時間から8時間に延ばし、行動援護の長時間利用を可能とした。

2010年5月、行動援護の利用者は5,000人を超え、重度障害児者の外出や社会参加等が確実に行われているかのようにみられた。しかし、2010年に当法人が行った行動援護事業所及び利用者調査にて、次のような実態が明らかになった⁶⁾。

- ・地域の利用資源不足故に訪問系サービスが本来のニーズではないサービスを提供している。
- ・本人の行動障害が重いために、新たなサービスや事業所を利用することでようやく築き上げた生活が崩れてしまうのではないかという不安や、実際に生活が崩れてしまった過去の経験から、サービスの利用を躊躇してしまう家族がいる。
- ・行動援護の創設の経緯が、自傷・異食・飛び出し等の行動に障害のある者への専門的な移動に係るサービスであったことを思い返すと、行動援護の使われ方や対象者像は変化している。

II. 目的

行動援護サービスが創設されてから6年が経過した現時点で、行動援護の利用実態を明らかにし、行動援護の利用者像と利用ニーズを整理した上で、行動上に問題を抱える重度知的障害児者が、快適な在宅生活を継続するにあたり、行動援護が果たしている役割について考察する。

Ⅲ. 方法

本研究では、行動援護事業所に対し3つの調査を行い、行動援護の利用者像とニーズを明らかにすることとした。

なお、倫理的配慮として、本研究は国立のぞみの園が設置する調査研究倫理審査委員会において審議・承認を得ている。

調査	方法・期間	対象	内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 往復葉書調査 2011年5月13日～31日 	行動援護事業所全数 1,831か所 (休止中同一住所の事業所を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 行動援護の契約状況 行動援護のヘルパー人数 1人/ひと月の利用最大時間 今後の調査協力の可否
2	<ul style="list-style-type: none"> アンケート用紙を郵送配布郵送回収もしくはメールでの送信返信 2011年7月9日～8月4日 	葉書調査で今後の調査協力「可」の事業所で行動援護の実績があった事業所428か所	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度行動援護契約者の障害程度区分と行動関連項目(12項目)の点数 行動援護を利用している重度の知的障害者の事例
3	<ul style="list-style-type: none"> 電話調査 2011年9月～10月13日 	アンケートに事例の記入があった事業所の中で、行動援護の提供実績の多い(関東除く)事業所7か所 [※]	<ul style="list-style-type: none"> 事例の詳細な内容の確認
	<ul style="list-style-type: none"> 訪問調査 2011年9月～10月13日(関東) 2011年2月15日～17日(京都) 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートに事例の記入があった事業所の中で、行動援護の提供実績の多い関東にある近隣の事業所3か所 現任者研修に早い段階で取り組んでいる京都府の事業所3か所 	

※関東の施設で1か所日程の調整がつかなかったため電話調査を実施。

調査	回収状況	
1	回収数	844票
	回収率	46.1%
	回答総契約者数	4,357名
	平成22年度総契約者数 [※]	5,594名
	契約者数回収率	77.9%
2	回収数	119票
	回収率	27.8%

※厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況について」平成23年3月より

IV. 結果

1. 行動援護サービスの実態

表 1 契約者数・従業者数・ひと月の最大利用時間数

1事業所あたりの平成22年度契約者数 (同一人物が1年以内に再契約した場合は2人とする)	平均	5.2
	最大	134
	最小	0
1事業所あたりの行動援護の従業者数 (平成23年4月現在)	平均	6.8
	最大	100
	最小	0
1人／月の利用最大時間数	平均	14.6
	最大	184
	最小	0
今後の調査等への協力の可否	可能	545

1事業所あたりの年間行動援護契約者数（平成22年度実績）は、5.2人だったが、利用契約が0という事業所も多かったことから、平均値が低くなっていることがうかがえる。サービスを提供している事業所においては、1人から16人の利用契約が比較的多い（図1）。

1事業所あたりの行動援護従業者数（平成23年4月現在）は、平均6.8人だった。最小は0人であり、行動援護事業所の指定は受けたものの従業者の離職等により、実際はサービスを提供できない事業所があることがうかがえた（図2）。

行動援護利用者の1人／月の利用最大時間数は、平均14.6時間であった。最も多い利用最大時間は184時間であったが、これは夏休み期間の利用とのことだった。この場合に、1日8時間の利用と仮定すると、ひと月で23日の利用があったことになる。

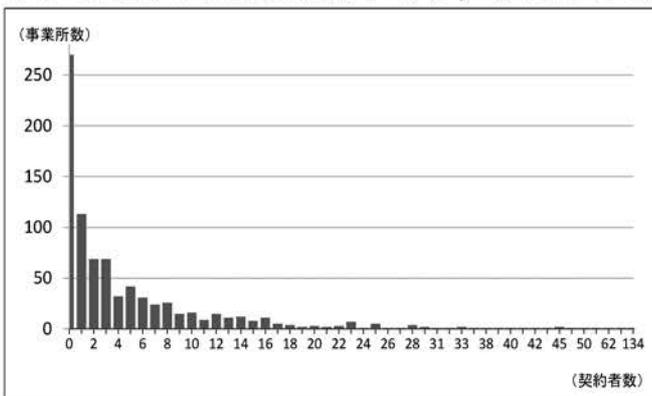


図1 行動援護の契約者数／1事業所

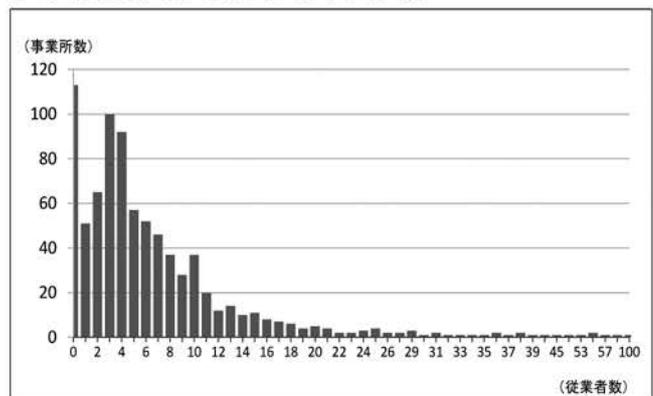


図2 行動援護の従業者数／1事業所

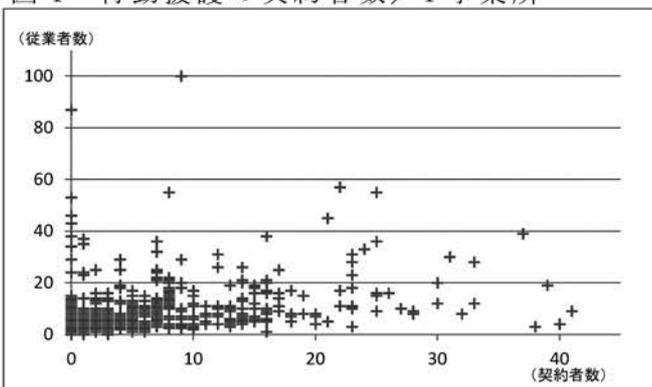


図3 行動援護の契約者数と従業者数の関係

行動援護サービスを提供している事業所の、契約者数に対する従業者数の関係は、図3のとおりだった。従業者数20人以下、契約者数15人前後の事業所が多い傾向にある。

2. 行動援護を利用している障害児者の障害程度区分と行動関連項目

表2 行動援護契約者の行動関連項目と障害程度区分状況

		行動関連項目(12項目)					区分別人数	
		不明	8・9	10～	15～	20～		
障害程度区分	6	150	3	31	19	12	215	24.1%
	5	137	6	21	25	5	194	21.7%
	4	67	9	9	5	0	90	10.1%
	3	52	4	5	0	0	61	6.8%
	なし	263	15	33	13	8	332	37.2%
行動関連項目点数別人数		669	37	99	62	25	892	100.0%
		75.0%	4.1%	11.1%	7.0%	2.8%	100.0%	

□「不明」は、自治体で把握しており事業所では把握のないことを意味する。

□「なし」は、児童で行動援護を利用している場合を意味する。

行動関連項目は、「不明」が669人と最も多かった。これは、行動関連項目の点数を事業所では把握しておらず自治体で把握している所が多いということの意味している。

障害程度区分は、「6」と「5」で約半数を占めており、障害程度区分が重い順に利用者が多くなっていた。また児童の利用も多く、全体の約4割を占めていた(表2)

表3 行動援護契約者の行動関連項目と障害程度区分状況(不明を除く)

		行動関連項目(12項目)							
		8・9		10～		15～		20～	
障害程度区分	6	3	8.1%	31	31.3%	19	30.6%	12	48.0%
	5	6	16.2%	21	21.2%	25	40.3%	5	20.0%
	4	9	24.3%	9	9.1%	5	8.1%	0	0.0%
	3	4	10.8%	5	5.1%	0	0.0%	0	0.0%
	なし	15	40.5%	33	33.3%	13	21.0%	8	32.0%
		37	100.0%	99	100.0%	62	100.0%	25	100.0%

表2から「不明」を除いたのが表3である。行動関連項目を4つに類型化してみたところ、10点から14点以下の障害児者の利用が最も多く、次いで15点から19点の障害児者の利用が多くなっていた。

次に、行動関連項目の4類型と障害程度区分ごとの利用状況をみた(表3)。その結果、8・9点と10点～14点では、児童の利用が最も多く、それぞれ40.5%と33.3%であった。15点から19点では障害程度区分5の人が最も多く40.3%、20点以上では障害程度区分6の人の利用が最も多かった。

3. 行動援護を利用している重度の知的障害児者の事例

行動援護を利用している重度の知的障害児者の利用しているサービスと本人及び家族の状況は、表4のとおりである。本人の状況は、常時見守りが必要な人から、ある一定時間であれば一人で過ごすことができる人もいた。また、家族の状況は、両親と一緒に生活し、日常的な支援を母親がしている事例もあれば、きょうだいだけで生活している事例もあった。本研究では、本人の状況と家族の状況を3つのタイプに分類した。

(1) タイプⅠ

タイプⅠは、本人への見守りの必要度が高いものの、家族で対応できている部分が多い為、家族以外からの支援は必要に応じて利用している事例である。

本人の障害は重く、日中活動や学校に通えなくなる等、「外に出る」ことに困難さが増える場合が多い。また、状態が不安定になると顔が変形するほどの激しい自傷がみられることもある。しかし、両親や祖父母、きょうだいのサポートが常時確保できる状況にあるため、比較的落ち着いているときは家族がサポートし、本人が不安定になった時や、計画停電等により家族のスケジュールが変更となった場合等に福祉サービスを利用し本人の在宅生活を支えている。

(2) タイプⅡ

タイプⅡは、本人への見守りの必要度が高く、家族以外からの支援を常時必要としている事例である。

タイプⅠと同様に本人の障害は重く、激しい自傷、他害等がある。本人の激しい他害や問題行動により、両親や家族では対応できない、または本人への対応等により疲れ切ってしまうため、福祉サービスを利用し、なんとか在宅生活を継続している。

(3) タイプⅢ

タイプⅢは、本人への見守りの必要度はやや低いものの家族での支援が難しく、家族以外からの支援を常時必要としている事例である。

本人の障害としては、ある一定時間なら一人で過ごすことができるものの、ひとつは母親を早くに亡くしきょうだいのみで生活しており、きょうだいの面倒を見ている長男にも障害があるため、長男自身、自分の生活で精一杯になってしまっている。そのため、本人の入浴、排泄、食事といった基本的な生活を維持する上で、福祉サービスの介入が必須となっている状況である。もうひとつは、両親、祖父、きょうだいはいるものの、共働き等により適度な支援の確保が難しく、共働きを止めない限りは、福祉サービスの利用が必須となっている状況である。いずれの事例も、福祉サービスなくしては本人が継続的に快適な在宅生活を送ることは難しい。

表 4 在宅で生活している重度の知的障害児者の本人及び家族の状況と行動援護の利用目的

タイプⅠ：見守りの必要度【高い】 × 家族以外からの支援【適宜】				
	年齢性別	本人の状況	家族の状況	行動援護利用目的
事例 1	15 歳男性	卒業間近に不登校，不眠，食事・水分摂取の困難，顔が変形する程の自傷あり。	不登校時は，母親が一日中本人を抱きかかえながら自傷を防いでいた。	不登校になった際の生活リズムの再構築
事例 2	27 歳男性	平成 19 年頃より日中活動に通えなくなる。 昼夜逆転，激しい自傷，攻撃性がみられる。 場面の切り替えが難しく，外出するのに 30 分以上かかることもある。 最近，短期入所の利用ができるようになった。	両親，双子の兄と同居している。	
事例 3	18 歳男性	1 日数回の自傷行為，他害がみられる。 部屋では下着で過ごす。	母は自営業，祖母は癌，妹は精神不安の状態，母が本人，祖母，妹の面倒をみている。 母は過去の経験からサービス等を利用することに不安を感じているため，行動援護提供事業所（1 事業所）以外とはコンタクトを取りたがらない。	
事例 4	15 歳女性	強いこだわりがあり外出，余暇支援の利用も困難。	母と祖母と生活している。 本人をディズニーランドに連れて行って欲しいという要望がある。	
事例 5	7 歳男性	重度の知的障害がある。 電車が好き。 外出は難しいができないわけではない。 洋服が汚れるとすぐ服を脱ぐ。	両親，妹と同居している。 妹が病気，父が計画停電により土日出勤となったため，母の休まる日が無くなってしまった。	レスパイト
タイプⅡ：見守り必要度【高い】 × 家族以外からの支援【要】				
	年齢性別	本人の状況	家族の状況	行動援護利用目的
事例 6	14 歳男性	大柄で突発的な行動がある。 平成 22 年度頃より問題行動が激しくなる。	本人の問題行動が激しくなり両親恐怖感抱く。 両親は長期の入所を希望。	レスパイト
事例 7	40 代女性	昼夜逆転，家庭内での徘徊，統合失調症の傾向あり。 常に精神状態が不安定で，10 分から数十分で変化する。 主介護者（祖父）の死亡により本人の状態が悪化。 週 1 回の行動援護サービスの利用時以外の時間は，家で過ごしている。	母，姉妹と同居している。	レスパイト

事例8	30代男性	高機能自閉症で、自傷、他害あり。 車・バイクの音刺激、車・バイク・自転車の視覚刺激、口頭でのコミュニケーションを苦手とする。	母と同居しているが足が悪く、本人の支援をすることは難しい。	同居者である母は、足が悪く本人の支援にあたるような身体状況でないため
事例9	11歳	不安を感じやすい。 買い物には行けるが知っている人に合うのが怖い。	不明	行動範囲の拡大
事例10	31歳女性	両親に対し、つねる、叩く、髪の毛を引っっこ抜く等の行為が見られる。支援者に手をあげることはない。	両親と同居しているが、両親に手をあげるため、本人との関わりは難しい。	両親が本人と関わりを持つことが困難なため
タイプⅢ：見守りの必要度【やや低い】× 家族以外からの支援【要】				
	年齢性別	本人の状況	家族の状況	行動援護利用目的
事例11	30歳男性	知的障害を伴う発達障害。 中学生の頃に統合失調症の診断を受け精神科病院入院。入院して10年後、母死亡。母の死亡を契機に退院。現在は自宅で生活している。 自室の壁を削る、自室で排泄をする、外出時服を脱ぐ、破る行為がみられる。	発達障害の兄と重度の知的障害を伴う自閉症の弟と同居しており、兄が障害のある弟2人の面倒をみている。 兄は行政や事業所等に対する不信感が強く、弟のサービス利用も渋っている。	本人の安否確認のため
事例12	20代男性	他害、物損行為あり。 180 cm以上の長身で体重も100kgを超えている。 てんかんあり。 平日の日中に通っている作業所では、さしこやパズル、プールに入り過ごしている。	両親、祖父、きょうだいと同居している。 両親共働き。	個別の支援を必要とするため レスパイト

V. 考察

1. 行動援護の利用者像

本調査で浮かび上がった行動援護の利用者像は、障害児の利用が最も多くなっていた。しかし、第5回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料3-2「訪問系サービスについて」（2011）の中で、障害児の利用が約5割を占めているが、障害者を含めた全体の構成比を年度別にみると、障害児の利用は毎年度減少しており、逆に障害者の利用が増加していることが記されていた。中でも区分6の増加が最も目立ち、平成20年4月時点で16.1%だったのに対し、3年後の平成23年4月には22.1%となっている⁸⁾。

障害程度区分6といった、いわゆる重度の障害者の利用が増加している理由はいくつかあげられる。1つ目に、行動援護事業の普及・啓発が進み、従業者及び事業所数が年々増加していること⁸⁾。2つ目に、行動援護の従業者養成が進み、重度の障害者を受け入れる態勢が事業所に整ってきたこと。3つ目に、認定調査の結果、行動援護対象者として該当する場合は、移動支援の利用は認めず、必ず行動援護を利用する自治体で取り決めを行ったところがあること⁹⁾。そして4つ目に、不安障害、統合失調症等の精神科的症状のある

方が、社会参加の機会の獲得や行動範囲の拡大を図るために行動援護を利用するようになったこと。5 つ目に、個別のサービスしか利用できない障害者が、行動援護を使い多くの時間を過ごすようになったことが考えられる。

2. 行動援護の利用ニーズ

本稿は 12 例という非常に限られた事例をもとにまとめている。また、2 次調査で回収した事例の中で、他の事業所とは異なる事例のみを取り上げている為、この結果を般化することは難しい。

しかし、今回の事業所ヒアリング調査から、本人の障害の重さ、すなわち激しい自傷、他害、物損、こだわり、異食、飛び出しといったことだけではなく、家庭環境や家族支援の状況等により、行動援護を利用する事例があることがわかった。それが、今回事例を整理するにあたって用いた 3 タイプの中のタイプ II・III である（図 4）。

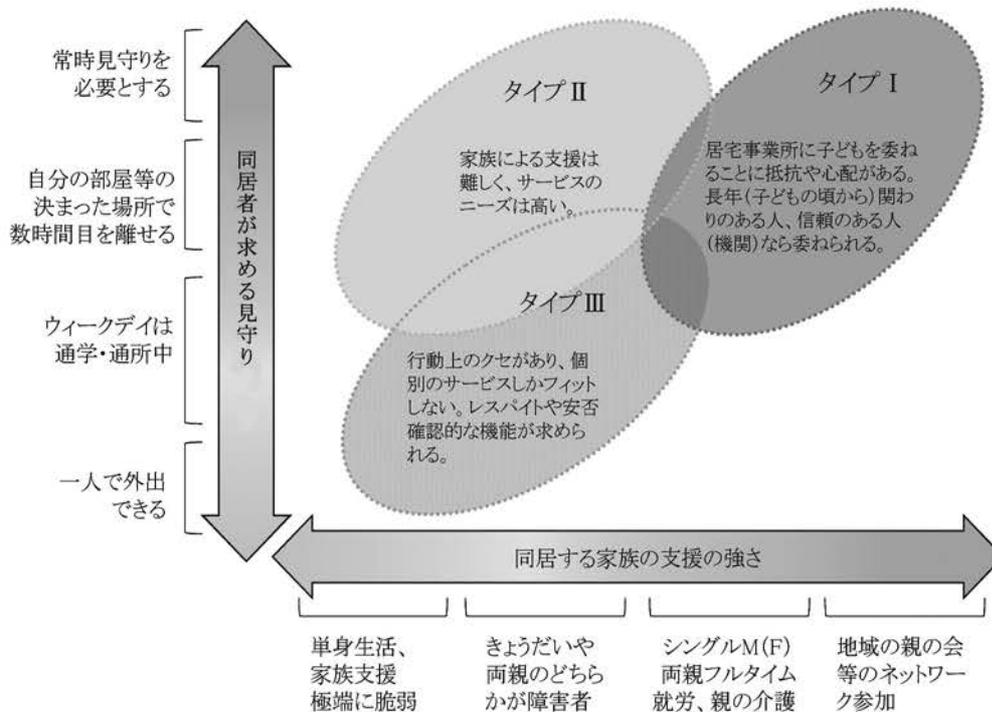


図 4 在宅で生活する行動障害がある障害者と同居する家族の状態

タイプ I は、昨年度の調査研究でも明らかになっているが⁶⁾、過去にサービスを利用した際に本人の状態が不安定になった経験を持っている。本人の障害が重い等を理由に、新たな居宅事業所に子どもを委ねることへ抵抗や心配を抱く傾向があり、それゆえ、長年関わりのある人、信頼のおける人ないし機関を選びサービスを利用している。

今回の調査で新たに明らかとなったタイプ II・III の場合の利用ニーズは、次のようにまとめることができる。

タイプ II の場合、保護者の高齢化、対応困難等により家族による支援は難しい状況である。それゆえ在宅生活を継続する手段として、サービスを利用している。事例 10 の方の場合、両親への他害が著しく両親は本人と接触を持つことはできない。事例 8 の方の場合、母親は足が悪いため本人の支援をすることはできない。それでも、在宅での生活を維持さ

せようと家族は必死なのである。

タイプⅢの場合、行動上にクセがあり個別の支援を必要とするほか、日中活動（養護学校）への参加が困難なため行動援護を利用しているケースもあった。また、共働きや一人親の家庭では、家族のレスパイトを目的に利用しているのが現状であった。

3. 行動援護が果たしている役割

今回の調査から見えた、重度あるいは行動障害のある知的障害児者の在宅生活を支えるうえで行動援護が果たしている役割は、表5のとおりであった。

表5 行動援護の役割と事由

行動援護の役割	事由
レスパイト	家族の疲弊
	家族の仕事の都合
生活の構築	不登校・自傷・他害
	行動範囲の拡大
	家族への他害、家族の高齢化による支援困難
	同居者にも障害があるため本人の安否確認
	個別でしか対応できないケースへの支援

表5に記した事由に対して行動援護で対応するかどうかは、地域の社会資源や保護者の意向、サービスの調整役となる人（家族、行政、相談支援事業所等）の認識等によっても異なってくる。

注

- i ホームヘルプサービス事業費は、平成15年4月53.2億円、平成15年11月で72.0億円となっている¹⁰⁾。
- ii 行動関連項目は、下記の12項目である。

行動関連項目	0点	1点	2点
6-3-イ	1. 独自の方法によらずに意思表示ができる。	2. 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。	3. 常に、独自の方法でないと意思表示できない。
6-4-イ	1. 日常生活においては、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いなくても説明を理解できる。	2. 時々、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できないことがある。	3. 常に、言葉以外の方法（ジェスチャー、絵カード等）を用いないと説明を理解できない。
7のツ	1. ない 2. ときどきある	3A. 週1回以上	3B. ほぼ毎日
7のナ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のニ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のヌ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のネ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のノ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日（ほぼ外出のたび）

7のハ	1. ない 2. 希にある 3. 週に1回以上	4. 日に1回以上	5. 日に頻回
7のヒ	1. ない 2. 希にある 3. 週に1回以上	4. 日に1回以上	5. 日に頻回
7のフ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
てんかん発作の頻度 (医師意見書による。)	1. 年に1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

iii このような状況下において、当法人も、行動援護の普及・啓発に取り組んできた。具体的には、従業者を養成するための研修プログラム等の開発や従業者養成研修中央セミナーを2006年から実施し、サービスを提供できる受け皿づくりと従業者の質の確保に努めてきた。並行して、行動援護に関わる調査研究を行ってきた。具体的には、実態把握や課題整理を進めてきたところである。

文献

- 1) 根来正博：知的障害者のホームヘルプサービスを考える。ノーマライゼーション, 4月号, (2001).
- 2) 間隆一郎：支援費制度の課題と対応。ノーマライゼーション, 5月号, (2004)
- 3) 加瀬進：「行動援護」新設に至る経緯について。行動援護ガイドブック知的障害児・者ホームヘルプサービスの新たな形。財団法人日本知的障害者福祉協会, 東京(2007).
- 4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園行動援護従業者養成研修テキスト編集委員会：行動援護従業者養成研修テキスト。特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク, 愛知(2007).
- 5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園：行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究報告書, (2009)
- 6) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園：知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究報告書, (2011)
- 7) 厚生労働省：障害福祉サービスの内容,
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html>). (2012)
- 8) 厚生労働省：訪問系サービスについて(平成23年12月),
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001x39i-att/2r9852000001x3cy.pdf>). (2011)
- 9) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園：行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究報告書, (2009)
- 10) 厚生労働省：居宅生活支援費の実績(平成15年4月-11月),
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/02/s0226-8b1.html>). (2004).